第明治三十五種郵便物認可

平成２７年（フ）第３４４５号
大阪市北区豊崎３丁目８番５―312号
破産者　ＰＡＲＫ　ＭＹＵＮＧＳＯＯＮ　朴　明洵
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４６０号
大阪府豊中市東泉丘４丁目２番１―207号、前住所大阪市天王寺区筆ケ崎町５番53―915号
破産者　志村　敏之
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５１２号
大阪府東大阪市衣摺４丁目３番２号201
破産者　石河　伸康
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２１号
堺市中区東八田105番地４、住民票上の前住所堺市中区東八田30番地８
破産者　竹本　浩之
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３８４号
堺市堺区車之町西１丁１番29―603号
破産者　松下　豊幸
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７０６号
堺市堺区戎島町１丁55番地３　戎島団地５棟503号
破産者　山田佐知子
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目２番36―301号、前住所福岡県久留米市櫛原町99番地11　サングレート櫛原1505号
破産者　池上　華子
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１５１号
福岡県久留米市山川町1251番地１　シャルムⅣ102号
破産者　小坪　清香
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２４号
秋田県にかほ市象潟町大須郷字内ノ田51番地
破産者　横山　和美
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第１０６号
群馬県前橋市三俣町１丁目19番地９、住民票上の住所群馬県前橋市富田町2704番地10
破産者　星野　恒雄
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３９８号
横浜市旭区左近山157番地５　左近山団地４街区２棟101号
破産者　海老原奈津子
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４３１号
横浜市旭区柏町126番地２　フォレストヴィラ南万騎が原301号
破産者　井上　勝久
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５８９号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地７街区３号棟101号室
破産者　武藏　　清
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５９９号
横浜市南区吉野町３丁目７番地23　ポートハイム第２吉野町307号
破産者　上保　智正
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６２６号
横浜市港北区樽町４丁目13番11号　ラシーネＯＮＥ　ＰＡＲＫ　ＰＬＡＣＥⅡ　202
破産者　前川　優子
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１６号
静岡県三島市新谷160番地の１
破産者　中山　　章
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４３号
高知市北本町３丁目６番12号　セジュール村田201号
破産者　岡本　典治
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１７０号
高知市曙町１丁目５番20号　曙ハイツ２Ｆ201号
破産者　山本　光良
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係